



令和7年度 **新設**

中小企業等収益力向上事業費補助金

-米国関税対応枠-



米国関税措置による影響を最小化し、付加価値向上を目標とする中小企業等の取組を支援します！

補助率

1/2以内

補助上限額

300万円

(下限50万円)

米国関税措置による影響の例

影響を受けている場合	今後影響を受ける見込みがある場合
取引先企業からの受注減やキャンセルが生じている	急激な原材料のコスト上昇により、自社負担が増加する見込みである
サプライチェーンの混乱により、部品等の調達が難航している	収益不透明による採用計画の見直し等を実施予定である

★ 収益力や生産性向上につながる新たな事業に対して補助

事業スケジュール(見込み)

- 1 **8/1** 応募開始 ~ 締切 **9/1**
- 2 採択者決定 10月上旬以降に通知
- 3 交付申請・交付決定+補助事業開始(順次)



お問い合わせ 静岡県経済産業部 商工業局 商工振興課

事業概要

補助対象者	県内の中小企業者等で、以下の要件を満たしているもの 1 米国関税措置の影響を受けている、又は今後受ける見込みがある (例) 取引先企業からの受注減、急激な原材料のコスト上昇による自社負担増 など 2 米国へ輸出している若しくは米国から輸入している、又は今後その予定がある (例) 自社製品の米国への輸出 第三国から調達した原材料を使用し、米国内で生産された製品を輸入 など
補助対象事業	米国関税措置に対応するための、販路拡大や新商品開発、生産性向上などの新たな取組 (例) 米国向け商品の売上依存度を下げるため、訪日客向けの新商品を開発 米国へ輸出する自動車部品の加工技術を活用し、農業機械向け製品を開発 など
補助額	上限300万円(下限50万円)
補助率	補助対象経費(税抜)の1/2以内(千円未満切捨)
補助事業期間	交付決定日から令和8年3月20日(金)まで
補助対象経費	専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、原材料費、機械部品又は工具器具費、機械装置費(※)、産業財産権等の導入に要する経費、委託・外注費、展示会等出展費、資料購入費、通信運搬費、借料、調査研究費、雑役務費、広報費、通訳・翻訳料 <u>※機械装置費については、制限あり(補助対象経費の1/2以内)</u>
募集期間	令和7年8月1日(金)10時～令和7年9月1日(月)17時
応募方法	ふじのくに電子申請サービスから申請

詳細については、県ホームページをご覧ください。

URL : <https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/shienhojokin/1075857.html>

静岡県 中小企業等収益力向上補助金(米国関税対応枠)

検索



お問い合わせ先

静岡県経済産業部商工業局商工振興課

TEL:054-221-2512

E-mail:ssr@pref.shizuoka.lg.jp